

## 命 令 書 (写)

平成28年(不再)第17号

再 審 査 申 立 人 Y 1

代表者 取締役 B 1

平成28年(不再)第17号

再 審 査 被 申 立 人 X

平成28年(不再)第18号

再 審 査 申 立 人 代表者 執行委員長 A 1

平成28年(不再)第18号

再 審 査 被 申 立 人 Y 2

代表者 代表取締役 B 2

上記当事者間の中労委平成28年(不再)第17号及び第18号事件(初審大阪府労委平成26年(不)第73号事件)について、当委員会は、平成29年1月11日第235回第一部会において、部会長公益委員諏訪康雄、公益委員中窪裕也、同山下友信、同植村京子、同沖野眞已出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件各再審査申立てをいずれも棄却する。

理 由

以下の略称等は、初審命令のそれに従う。また、以下の初審命令引用部分において、他の記載箇所を引用しているときの引用される項目番号等は、その記載内容に応じて適宜読み替えるものとする。

## 第1 事案の概要等

### 1 事案の概要

#### (1) 初審における救済申立て

Y2及びY1が、組合のA2組合員が負傷した26.9.13事件について組合からなされた平成26年11月14日付け及び同月27日付けの本件団交申入れに対し、組合等にはA2組合員を含めY2ないしY1と雇用関係にある組合員がいない旨及びA2組合員は既に労災申請をしているので目的を達しているといえる旨を理由に応じなかったことは、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」という。）に対して不当労働行為救済申立てを行った。

#### (2) 初審における請求する救済内容の要旨

ア 誠実団体交渉応諾

イ 謝罪文の掲示及び交付

#### (3) 初審命令

大阪府労委は、平成28年2月24日、前記(1)のうちY1が本件団交申入れのうちY1の安全配慮義務とその責任に関する申入れに応じなかったことについて不当労働行為の成立を認め、団体交渉応諾及びそれに関する文書手交をY1に命じ、その余の救済申立てを棄却する命令（以下「初審命令」という。）を発し、同命令書は、同年3月28日、全当事者に交付された。

#### (4) 再審査申立て

組合は、平成28年4月6日、初審命令中、Y2に係る救済申立てを棄却した部分を不服とし、その棄却部分の取消しと救済を求め、Y1は、同月7日、初審命令中、救済を命じた部分を不服とし、その救済部分の取消しと全ての救済申立ての棄却を求めて、それぞれ当委員会に再審査を申し立てた。

## 2 再審査における争点

- (1) Y1は、組合の本件団交申入れについて、A2組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。そうであるとすれば、本件団交申入れに対するY1の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか（争点1）。
- (2) Y2は、組合の本件団交申入れについて、A2組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。そうであるとすれば、本件団交申入れに対するY2の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか（争点2）。

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 争点1について

#### (1) 組合の主張

組合の主張は、初審命令「事実及び理由」第4「争点に係る当事者の主張」1(1)「申立人の主張」（5頁16行目から6頁12行目）イの5行目の「被申立人ら」を「Y1及びY2」に、同6行目及び8行目の「被申立人ら」を「Y1」に、同(1)ウの「被申立人ら」を「Y1」にそれぞれ改めるほかは、同「申立人の主張」のとおりであるから、これを引用する。

#### (2) Y1の主張

Y1の主張は、初審命令「事実及び理由」第4「争点に係る当事者の主張」1(2)「被申立人らの主張」（6頁13行目から8頁1行目）イ(ウ)aの5行目の「被申立人ら」を「Y1」に改め、同ウ3行目の次に改行

してエを以下のとおり加えるほかは、同「被申立人らの主張」のとおりであるから、これを引用する。

「エ 本件における26.9.13事件は、A2組合員による生コン配  
送先で生じたものではあるが、業務とは無関係なA2組合員の私怨  
による暴行に端を発したけんかにすぎないから、大阪高等裁判所平  
成21年12月22日判決が、使用者に団交応諾義務を課するのが相  
当といえる場合の要件として示した「当該紛争が雇用関係と密接に  
関連して発生したこと」に該当せず、同判決にいう「使用者がかつ  
て存続した雇用関係から生じた労働条件を巡る紛争」が存在しない  
ことが明らかである。また、26.9.13事件は、上記判決の事  
案におけるアスベスト問題のような社会的な問題に関するもので  
はなく、個別の権利義務の問題として、最終的に司法手続によって  
解決が図られることが予定されているというべきであり、現に大津  
地方裁判所彦根支部において損害賠償反訴請求事件として審理さ  
れ、A2組合員のY1に対する請求が棄却されているのであるから、  
前記大阪高等裁判所の判決が示した「使用者が当該紛争を適切に処  
理することが可能であり、かつ、そのことが社会的に期待される場  
合」にも該当しない。したがって、Y1の団交応諾義務は否定され  
るべきである。」

## 2 争点2について

### (1) 組合の主張

組合の主張は、初審命令「事実及び理由」第4「争点に関する当事者  
の主張」2(1)「申立人の主張」（8頁6行目から10頁9行目）ウ(ア)  
の8行目の「被申立人ら」を「Y1及びY2」に改め、同ウ(ア)12行  
目の「役副社長であること」の次に「、Cは、平成3年にDの商号でY  
1と同じ場所を本店所在地として設立された会社であり、E氏の親族と

と思われるFの同族会社と思われること、同社は、Y1に業務を返還した後の平成26年5月末日には解散していること」を加え、同ウ(ア)15行目の次に改行して以下のとおり加えるほかは、同「申立人の主張」のとおりであるから、これを引用する。

「また、Y2が所有する生コン工場は、平成元年、Fが代表取締役を務めるG(以下「G」という。)が建設して操業を開始し、同年設立されたH(以下「H」という。)に生コンの製造・輸送業務を委託して、同社が雇用したミキサー車運転手の派遣を受けていたが、平成10年、Y2が生コン工場を買い取って生コン事業を承継するとともに、Hを買い取って商号をY1に変更し、同様の形態で操業を続けていることから、Y1の株式は全てY2が保有していると思われる。」

(2) Y2の主張

Y2の主張は、初審命令「事実及び理由」第4「争点に係る当事者の主張」2(2)「被申立人らの主張」(10頁10行目から11頁8行目)エの次に改行してオを以下のとおり加えるほかは、同「被申立人らの主張」のとおりであるから、これを引用する。

「オ 組合は、Y1に替わって2年間Y2から業務委託を受けたCと、Y2に生コン工場を譲渡したGの代表者であったFがE氏の親族であると思われるとするが、両者に血縁関係はない。また、平成24年4月1日から平成26年3月末日までの2年間だけY1の従業員がCに転籍し、CがY2からの業務委託を受けていたことは事実であるが、平成24年、産業廃棄物処理業を営んでいたCとY1が経営合理化のためY1の業務をCに集約する合意をし、Y1からCに事業譲渡がなされ、これに伴い従業員も転籍したものの、平成26年、Cが産業廃棄物処理業を廃業することとなったため、再びY1が事業と従業員をCから引き取り、Y2から業務委託を受ける

こととなったにすぎない。したがって、これらの事実関係に関する組合の主張は、事実誤認に基づいており、失当である。」

### 第3 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、以下のとおり改めるほかは、初審命令「事実及び理由」第2「事案の概要」2「前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）」（2頁15行目から5頁3行目）及び第5「争点に対する判断」1(1)（11頁17行目から16頁26行目）のとおりでであるから、これを引用する。

- 1 第2・2(1)ア及びイの「被申立人」を削る。
- 2 同アないしウの「本件審問終結時」を「本件初審審問終結時」に改める。
- 3 同イの「といい、Y2と併せて「被申立人ら」」及び同ウの「申立人」を削る。
- 4 同ウ2行目から同3行目にかけての「ところ、殴打等を伴うトラブルにより負傷した」を「際、その数か月前に別の工事現場で道具の洗浄を巡り口論となって謝罪を強いられたことのあるIから、その口論を蒸し返された上、顔面を拳で数回殴られるなどの暴行を受け、加療約1週間を要する顔面打撲等の傷害を負わされた」に改め、同4行目の証拠の摘示の部分中「甲21、」の次に「甲29、甲30、甲31、甲32、甲33、甲35、」を加える。
- 5 第2・2(2)及び第5・1(1)の「被申立人ら」をいずれも「Y1及びY2」に、「本件申立て」をいずれも「本件初審救済申立て」に、それぞれ改める。
- 6 第2・2(2)シ2行目の次にス及びセを以下のとおり加える。

「ス A2組合員は、本件労災不支給決定を不服とし、その取消しを求めて、滋賀労働者災害補償保険審査官に対し、審査請求をしたが、同審

査官は、平成28年3月31日、同審査請求を棄却する決定をした。  
A2組合員は、同決定を不服とし、本件労災不支給決定の取消しを求めて、平成28年5月26日、労働保険審査会に対し、労働保険再審査請求をした。

セ A2組合員は、自己を被告としてY1が大津地方裁判所彦根支部(以下「大津地裁彦根支部」という。)に提起した債務不存在確認訴訟において、平成27年6月4日、Y1を被告として26.9.13事件に係る債務不履行(安全配慮義務違反)に基づく損害賠償を求める反訴を提起した(以下「本件損害賠償反訴請求事件」という。)が、大津地裁彦根支部は、平成28年7月22日、A2組合員の請求を棄却する判決を言い渡した。A2組合員は、同判決を不服とし、その取消し等を求めて、同年8月5日、大阪高等裁判所に対し、控訴を提起した。」

7 第5・1(1)イ(イ)1行目の「A2組合員は、」から4行目の「口論があった。」までを「前記2(2)のとおり、26.9.13事件が発生した。」に改め、5行目の証拠の摘示の部分中「甲21、」の次に「甲29、甲30、甲31、甲32、甲33、甲35」を加える。

8 同ウ(エ)1行目の「当委員会」を「大阪府労委」に改める。

9 同エ(ウ)5行目の次に改行して(エ)及び(オ)を以下のとおり加える

「(エ) Y2の肩書地所在の生コン工場は、Gが建設・所有して運営し、生コンの運搬業務は、GがHに委託していたが、平成10年5月、Y2が同工場を売買により譲り受け、以後これをY2が運営し、生コンの運搬業務は、同月にHから商号変更したY1に委託していた。

(オ) Cは、平成26年5月31日、株主総会の決議により解散し、平成24年3月までY2の取締役を務め、平成26年12月までY1の取締役を務めていた者を清算人として、同年8月25日、清算を

終了した。」

#### 第4 当審における各争点に関する当委員会の判断

##### 1 争点1について

この点に関する当委員会の判断は、次のとおり改めるほかは、初審命令「事実及び理由」第5「争点に対する判断」1(2)(16頁27行目から18頁18行目)のとおりで、これを引用する。

(1) 第5・1(2)ア6行目の「雇用」を「労働契約」に改め、「争いがない。」の次に改行して、次のとおり加える。

「そして、26.4.1協約書及びその就労実態からすれば、別組合がその組合員を労働者としてY1に供給する都度、当該組合員とY1との間に労働契約関係が生じていたものと認められる。」

(2) 同ア7行目から8行目の「使用者が雇用する労働者とは、原則的には、現に当該使用者が雇用している労働者を」を「使用者に該当するといえるためには、原則的には、現に当該使用者と労働者との間に労働契約関係が存在していることを」に改める。

(3) 同ア9行目の「近い過去に存在した労働契約関係の清算に係る」を「その労働契約関係から生じた労働条件等を巡る紛争として、当該紛争を適切に処理することが可能な」に改める。

(4) 同ア(ア)3行目の「労働契約」の次に「関係」を加え、5行目の「雇用」を「労働契約」に改め、8行目の「要求事項について」の次に「は」を加える。

(5) 同ア(イ)4行目及び13行目の「認定」を削り、17行目の「の清算に係る」を「から生じた労働条件等を巡る紛争として、当該紛争を適切に処理することが可能な」に改める。

(6) 同ア(ウ)4行目の「Y1としては、」から7行目の「これをもって」

までを「同事件はA 2組合員がY 1の業務従事中に生じたものであり、その状況等によっては労災やY 1の安全配慮義務の問題ともなり得るものであるから、Y 1が上記のように主張するのであれば、組合等の団交申入れに応じた上で、同事件はA 2組合員による不当な行為に起因するものである旨、あるいは、自らの安全配慮義務とは無関係である旨説明し、組合等の理解を得るよう努めなければならないのであり、その性格からして」に改める。

(7) 同ア(ウ) 8行目の「ではない。」の次に改行して、次のとおり加える。

「なお、Y 1は、本件団交申入れについては、大阪高等裁判所平成21年12月22日判決が示した、使用者に団交応諾義務を課すのが相当な場合の要件を充足していないから、Y 1には団交応諾義務がない旨主張する。

しかし、同判決に係る事案は、在職中の石綿曝露により数十年後に石綿関連疾患を発症したとして、元従業員の加入する組合が、元雇用主に対し、退職後相当長期間(数十年)が経過した後、石綿問題を議題とする団体交渉を申し入れたという極めて特殊なものであり、この事案と、労働契約関係が終了した26年9月13日から約2か月経過後に団交申入れをした本件とは、そもそも事情が全く異なる。

また、同判決に照らして26. 9. 13事件をみても、A 2組合員が労災により負傷する「可能性」のあるY 1の業務従事中に本件建設会社の従業員とのトラブルが発端で負傷しており、その状況等によっては労災と認定される「可能性」ないしY 1が安全配慮義務に基づく責任を負う「可能性」があると認められるから、その場合には、「当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生したこと」との要件も充足し得るし、Y 1は、A 2組合員が負傷した時の状況を独自に調査して明らかにしたり、治療費の支給等何らかの補償をしたりすることも可能

であり、それが社会的にも期待されるといえるから、「使用者において、当該紛争を処理することが可能かつ適当であること」との要件も充足し得る。

したがって、上記主張には理由がない。

また、Y 1 は、本件労災不支給決定及びその取消しを求めた審査請求が棄却されたことに加え、本件損害賠償反訴請求事件について大津地裁彦根支部が A 2 組合員の請求を棄却する判決を言い渡した（なお、同事件は控訴中である。）という事情が認められることをもって、26. 9. 13 事件は「当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生したもの」とは認められないから、Y 1 に団交応諾義務はないとも主張する。

しかしながら、上記決定ないし判決をもって、Y 1 が使用者として A 2 組合員の負傷についての責任を負わないことが確定したものではないから、同主張も採用できない。」

(8) 同イ 1 行目の「次に、」を削る。

## 2 争点 2 について

この点に関する当委員会の判断は、次のとおり改めるほかは、初審命令「事実及び理由」第 5 「争点に対する判断」 1 (3) (18 頁 19 行目から 19 頁 31 行目) のとおりであるから、これを引用する。

(1) 第 5 ・ 1 (3) イ 10 行目及び同ウ 5 行目の「認定」を削る。

(2) 同イ 22 行目の「組合」の次に「の」を加える。

(3) 同ウ 10 行目の「と、」の次に「Y 2 の肩書地所在の生コン工場の所有者及び運営主体に変遷があったこと、H から Y 1 への商号変更があったこと、C の解散及びその清算人が平成 24 年 3 月まで Y 2 の取締役を務め、平成 26 年 12 月まで Y 1 の取締役を務めていたこと」を加える。

(4) 同エ 3 行目の「を」を「について」に改める。

以上のとおり、本件各再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年1月11日

中央労働委員会

第一部部长 諏訪 康雄 ⑩